

令和3年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年12月13日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	12月13日 午前10時00分		
	散 会	12月13日 午前10時49分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希		
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員	9	山 城 太		
会議録署名議員	7	玉 城 みちよ	8	與 那 勝 治
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	比 嘉 克 雄	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和3年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

令和3年12月13日（月曜日）

1. 開 会 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5		教育長諸般の報告	
6	議案第57号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
7	議案第58号	今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について	説 明
8	議案第59号	今帰仁村営火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について	説 明
9	議案第60号	今帰仁村営葬斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
10	議案第61号	今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	説 明
11	議案第62号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について	説 明
12	議案第63号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	説 明
13	議案第64号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	説 明
14	議案第65号	指定管理者の指定について	説 明
15	議案第66号	令和3年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について	説 明
16	議案第67号	令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について	説 明
17	議案第68号	令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について	説 明
18	議案第69号	令和3年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について	説 明
19		現場踏査	

○ 座間味 薫 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和3年第4回今帰仁村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻 午前10時00分)

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時01分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時01分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 玉城みちよ議員及び8番 與那勝治議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から12月21日までの9日間と決定いたしました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配付されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

3. 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

9月 28日 今帰仁村新庁舎新築工事起工式が行われました。

10月 7日 第15回今帰仁グスク桜まつり第1回実行委員会が開催されました。

12日 令和3年度今帰仁村平和祈願祭に参列しました。

14日 第12回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村第1回実行委員会が開催されました。

21日 沖縄県町村議会議長会定例理事会・定例総会が開催されました。

11月 4日 北部広域市町村圏事務組合と公立大学法人名桜大学との懇談会が開催されました。

5日 公立沖縄北部医療センター住民説明会が行われました。

8日 今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請、海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する要請を沖縄県知事宛てに行いました。

16日 新庁舎建設に係る議場の視察を行いました。

20日 斎藤鉄夫国土交通大臣との意見交換会が開催されました。

27日 天底小学校の運動会が開催されました。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。久田浩也村長。

○ **久田浩也 村長** おはようございます。村長の行政報告を行います。行政報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しをいただきたく存じます。朗読は省略いたします。以上です。

- 9月 28日 新庁舎新築工事起工式を行いました。
- 10月 5日 村内保育施設へ絵本贈呈を行いました。
〃 村内通学路点検を実施しました。
7日 第15回今帰仁グスク桜まつり第1回実行委員会が開催されました。
12日 本部地区安全なまちづくり推進協議会「適正飲酒推進優良事業者認定証交付式」を行いました。
〃 今帰仁村平和祈願祭を開催しました。
14日 第12回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村 第1回実行委員会を開催しました。
18日 沖縄総合事務局運輸部と意見交換会を行いました。
19日 ツール・ド・おきなわ実行委員会臨時総会が開催されました。
22日 沖縄県町村会負担金等審議委員会が開催されました。
31日 ヒヤミカチ沖縄10.31project花火打上（今帰仁城跡）を観覧しました。
- 11月 2日 令和4年度予算編成方針説明会を開催しました。
3日 沖縄県功労者表彰式典に出席しました。
4日 沖縄県高等学校駅伝競走大会が開催されました。
〃 北部広域市町村圏事務組合第3回理事会・名護市県立高等学校北部合同寄宿舎運営協議会第2回総会・北部広域市町村圏事務組合と公立大学法人名桜大学との懇談会・第2回北部市町村会負担金補助金審議委員会・第5回北部市町村会総会に出席しました。
5日 沖縄県畜産共進会が開催されました。
〃 公立沖縄北部医療センター住民説明会が開催されました。
6日 島尻あい子衆議院議員による軽石被害状況等の視察がありました。
8日 沖縄県知事あて 今帰仁村道湧川運天線県道昇格を求める要請、海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する要請を行いました。
10日 第192回沖縄県町村会定期総会・沖縄県後期高齢者医療広域連合説明会へ出席しました。
11日 第12回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村「中止」の記者発表を行いました。
〃 第32回ふれあう心やんばるの集いが開催されました。
12日 県議会経済労働委員会による軽石問題被害状況等の視察がありました。
14日 兼次小学校・今帰仁小学校の運動会が開催されました。
15日 北部市町村会による沖縄県知事あて 海底火山噴火により流出した漂流・漂着軽石の対策等に係る要請、赤土等流出防止対策の推進強化に係る要請 を行いました。
〃 第3回なきじん児童生徒文学賞授賞式を行いました。

- 11月 16日 新庁舎建設に係る議場の視察を行いました。
- 18日 全国町村会創立100周年記念式典・全国町村長大会が開催されました。
- 〃 全国観光地所在町村協議会総会に出席しました。
- 19日 新型コロナワクチン接種（3回目接種）に係る北部市町村及び北部医師会の意見交換会が開催されました。
- 〃 第30回北部地区老人グラウンドゴルフ大会が開催されました。
- 20日 斉藤鉄夫国土交通大臣との意見交換会が開催されました。
- 22日 自民党国土交通部会による軽石の対策状況等現地視察がありました。
- 26日 北部12市町村長による西銘恒三郎内閣府特命担当大臣あて 北部振興事業に係る要請を行いました。
- 27日 天底小学校の運動会が開催されました。

○ 座間味 薫 議長 日程第5. 「教育長諸般の報告」を行います。これを許します。玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 おはようございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による「令和2年度分教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。以上。

○ 座間味 薫 議長 日程第6. 「議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 おはようございます。議案の説明を行います。

議案第57号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年12月13日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

地方公務員法第3条第3項の規定により教育相談員及び社会教育指導員を特別職の非常勤職員から会計年度任用職員へ移行する必要があるため、この議案を提出します。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行																
<p>（報酬の額）</p> <p>第2条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 30%;">報酬の額 (円)</th> <th style="width: 40%;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">職員の旅費に関する条例の1等級の職に相当する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬の額 (円)	旅費の額	_____	_____	職員の旅費に関する条例の1等級の職に相当する。	_____	_____	<p>（報酬の額）</p> <p>第2条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 30%;">報酬の額 (円)</th> <th style="width: 40%;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育相談員</td> <td style="text-align: center;">月額 75,000</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">職員の旅費に関する条例の1等級の職に相当する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会教育指導員</td> <td style="text-align: center;">月額 75,000</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬の額 (円)	旅費の額	教育相談員	月額 75,000	職員の旅費に関する条例の1等級の職に相当する。	社会教育指導員	月額 75,000
職名	報酬の額 (円)	旅費の額															
_____	_____	職員の旅費に関する条例の1等級の職に相当する。															
_____	_____																
職名	報酬の額 (円)	旅費の額															
教育相談員	月額 75,000	職員の旅費に関する条例の1等級の職に相当する。															
社会教育指導員	月額 75,000																
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。</p>																	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

右側現行下線部分を左側改正後案下線部分を削除するものであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第7. 「議案第58号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第58号

今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年12月13日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁村が発行する各種証明書等の交付手数料を見直す必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例

今帰仁村手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
別表（第2条関係） 【別記1 参照】	別表（第2条関係） 【別記1 参照】
備考 1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の今帰仁村手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請のあった手続に係る手数料について適用し、施行日前までに申請のあった手続に係る手数料については、なお従前の例による。

【別記1】

改正後（案）

別表（第2条関係）

区 分	手数料を徴収する事項	手数料の金額	
戸 籍	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円
	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円
	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	750円
	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450円
	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条に	1通につき	350円

	において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付		
	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付	1通につき	1,400円
	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他村長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき	350円
	出産、死亡、結婚又は相続に関する証明	1件につき	450円
	生存、不在又は失踪に関する証明	1件につき	450円
	家族、親権者又は後見人に関する証明	1件につき	450円
住民基本台帳等	氏名又は年齢に関する証明	1件につき	300円
	履歴又は経歴に関する証明	1件につき	300円
	本籍又は住所に関する証明	1件につき	300円
	住民票記載事項に関する証明	1件につき	300円
	除票記載事項に関する証明	1件につき	300円
	住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1件につき	300円
	身分証明	1件につき	300円
	広域交付による住民票の写しの交付	1件につき	400円
	住民票又は戸籍の附票の閲覧	1件につき	300円
	その他の証明	1件につき	300円
印鑑	印鑑に関する証明	1件につき	300円
	印鑑登録証の交付	1件につき	500円
	印鑑登録証の再交付	1件につき	500円
税	所得証明	1件につき	300円
	課税証明	1件につき	300円
	扶養証明	1件につき	300円
	納税証明	1件につき	300円
	資産証明	土地5筆ごとに 家屋1棟ごとに	300円 300円

	評価証明	土地5筆ごとに 家屋1棟ごとに	300円 300円
	公課証明	土地5筆ごとに 家屋1棟ごとに	300円 300円
	営業証明	1件につき	300円
	住宅用家屋証明	1件につき	1,300円
	名寄兼課税台帳の写し	1件につき	500円
	地籍併合図・航空写真重ね図 A3判(カラー) A3判(モノクロ)	1件につき	1,000円
		1件につき	500円
	土地台帳又は土地図面の閲覧	土地5筆ごとに	300円
	その他の税務証明	1件につき	300円
狂犬病予防	犬の登録	1頭につき	3,000円
	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき	550円
	犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円
	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき	340円
認可地縁団体	認可地縁団体告示事項証明書の交付	1件につき	300円
	認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	1件につき	300円
その他	建築届に関する証明	1件につき	300円
	契約、補助金、交付金等に関する証明	1件につき	300円
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定による登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料(愛がん飼養を目的としたメジロ及びホオジロに係るものに限る。)	1件につき	3,400円
	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)による不動産登記に関する嘱託登記(土地の表示の変更、登記名義人の表示の変更・更正も含む)	1件につき	3,000円
	その他、村長が必要と認める証明書の交付	1件につき	300円

現 行

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円
戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他村長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき 350円
犬の登録	1頭につき 3,000円
狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円
犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円
狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円
本籍又は住所に関する証明	1件につき 200円
出産、死亡、結婚又は相続に関する証明	1件につき 450円

生存、不在又は失踪に関する証明	1 件につき 450円
家族、親権者又は後見人に関する証明	1 件につき 450円
印鑑に関する証明	1 件につき 200円
公簿、公文書又は土地図面の閲覧又は照合	1 回につき 200円
履歴又は経歴に関する証明	1 枚につき 200円
住民票又は戸籍の附票に関する証明	1 件につき 200円
住民票又は戸籍の附票の閲覧	1 件につき 200円
住民票又は戸籍の附票の謄本又は抄本の交付	1 件につき 200円
広域交付による住民票の写しの交付	1 件につき 300円
氏名又は年齢に関する証明	1 件につき 200円
建築届に関する証明	1 件につき 200円
契約、補助金、交付金等に関する証明	1 件につき 200円
身分証明	1 件につき 200円
印鑑登録証の交付	1 件につき 400円
印鑑登録証の再交付	1 件につき 400円
その他の証明	1 件につき 200円
所得証明	1 件につき 200円
課税証明	1 件につき 200円
扶養証明	1 件につき 200円
納税証明	1 件につき 200円
資産証明	土地5筆ごとに 200円 家屋1棟ごとに 200円
評価証明	土地5筆ごとに 200円 家屋1棟ごとに 200円
公課証明	土地5筆ごとに 200円 家屋1棟ごとに 200円
営業証明	1 件につき 200円
図面コピー	A 3判 200円 全判 600円
航空写真	A 3判 500円
地縁による団体に関する証明書	1 件につき 200円
その他の税務証明	1 件につき 200円
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定による登録票の交付手数料又は更新手	1 件につき 3,400円

数料若しくは再交付手数料（愛がん飼養を目的としたメジロ及び ホオジロに係るものに限る。）	
---	--

2ページから改正後案を添付しております。お目通しお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第8. 「議案第59号 今帰仁村営火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第59号

今帰仁村営火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年12月13日 提出
 今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁村営火葬場の使用料を見直す必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村営火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例

今帰仁村営火葬場設置及び管理条例（昭和58年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）			現 行		
第1条～第5条 略 (使用料)			第1条～第5条 略 (使用料)		
第6条 略			第6条 略		
区分	使 用 料		区分	使用料	
	村 内	村 外		村 内	村 外
0歳から11歳	<u>14,000円</u>	<u>35,000円</u>	0歳から11歳	<u>10,000円</u>	<u>13,000円</u>
12歳以上	<u>20,000円</u>	<u>50,000円</u>	12歳以上	<u>10,000円</u>	<u>15,000円</u>
死 産	<u>14,000円</u>	<u>35,000円</u>	死 産	<u>8,500円</u>	<u>13,000円</u>

改 葬 (1 体につき)	<u>5,000円</u>	<u>12,500円</u>
<u>手術肢体等</u> <u>身体の一部</u>	<u>5,000円</u>	<u>12,500円</u>

第7条及び第8条 略

改 葬 (1 体につき)	<u>4,500円</u>	<u>6,000円</u>
-----------------	---------------	---------------

第7条及び第8条 略

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の今帰仁村営火葬場設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われる火葬許可について適用し、施行日前までに行われた火葬許可については、なお従前の例による。

以上です。

- 座間味 薫 議長 日程第9. 「議案第60号 今帰仁村営葬斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

- 比嘉克雄 副村長

議案第60号

今帰仁村営葬斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年12月13日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁村営葬斎場の使用料を見直す必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村営葬斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村営葬斎場の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）				現 行			
第1条～第13条 略 別表（第6条関係）				第1条～第13条 略 別表（第6条関係）			
区分	単 位	使 用 料		区分	単 位	使 用 料	
		村 内	村 外			村 内	村 外
葬斎場	1回につき	<u>11,000円</u>	<u>22,000円</u>	葬斎場	1回につき	<u>5,000円</u>	<u>10,000円</u>
祭壇	1回につき	10,000円	20,000円	祭壇	1回につき	10,000円	20,000円
納骨室	許可の日から12ヶ月までの間	1月につき 1,000円		納骨室	許可の日から12ヶ月までの間	1月につき 1,000円	
備考							
1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。							
2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。							
3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。							
4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の今帰仁村営葬斎場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の

日以降に行われる使用許可について適用し、施行日前までに行われた使用許可については、なお従前の例による。

右側現行下線部分を左側改正後案に改正をしたいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第10. 「議案第61号 今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第61号

今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年12月13日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

産科医療保障制度の見直しを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が公布されたことにより、所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険条例（昭和47年条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、村長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに <u>1万2,000円</u> を上限として加算するものとする。	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4,000円</u> を支給する。ただし、村長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに <u>1万6,000円</u> を上限として加算するものとする。
2 (略)	2 (略)

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る今帰仁村国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金については、なお従前の例による。

右側現行下線部分を左側改正後案に改正をしたいと思います。以上です。

- **座間味 薫 議長** 日程第11. 「議案第62号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

- **比嘉克雄 副村長**

議案第62号

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和4年3月31日をもって沖縄県町村交通災害共済組合を解散することについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

令和3年12月13日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に係る協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第12. 「議案第63号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第63号

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴い別紙のとおり財産を処分することについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

令和3年12月13日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分の協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

別紙

沖縄県市町村総合事務組合に帰属せしめる財産は下記のとおりとする。

1 帰属せしめる財産

令和3年度決算（令和4年3月31日現在）における「災害見舞金積立金」決算年度末現在高の合計額

参考：（令和2年度決算額）：115,933,494円

財産に関する調書

災害見舞金積立額

令和3年3月31日現在

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減額	決算年度末現在高	備 考
普通預金	6,933,494円	△1,000,000円	5,933,494円	
定期預金	110,000,000円	0円	110,000,000円	
合 計	116,933,494円	△1,000,000円	115,933,494円	

合計額となります。

参考に令和3年3月31日現在の財産に関する調書を掲載しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第13. 「議案第64号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第64号

沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

令和3年12月13日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

沖縄県市町村総合事務組合の共同処理する事務に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

沖縄県市町村総合事務組合規約（昭和50年沖縄県指令総第439号）の一部を次のように変更する。

第3条第3号中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に、「第15条の8」を「第25条」に改める。

第3条第4号中「第36条の3」を「第36条の3第1項」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(10) 交通災害共済事業に関する事務

第9条第4項を削る。

第9条の次に次の1条を加える

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合の職員のうちから、組合長が命ずる。

別表第1中「、沖縄県町村交通災害共済組合」を削る。

別表第2第3条第2号に関する事務の項中「、沖縄県町村交通災害共済組合」を削る。

別表第2に次のように加える。

第3条第10号に関する事務	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町
---------------	--

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 組合は、令和4年3月31日をもって解散する沖縄県町村交通災害共済組合の事務及び財産を承継する。

沖縄県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約 新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる組合市町村の次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防組織法(昭和22年法律第226号) <u>第24条第1項</u>の規定に基づく非常勤消防団員に対する損害補償及び同法<u>第25条</u>の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する事務</p> <p>(4) 消防法(昭和23年法律第186号) 第36条の3第1項の規定に基づく消防作業に従事し</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる組合市町村の次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防組織法(昭和22年法律第226号) <u>第15条の7第1項</u>の規定に基づく非常勤消防団員に対する損害補償及び同法<u>第15条の8</u>の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する事務</p> <p>(4) 消防法(昭和23年法律第186号) <u>第36条の3</u>の規定に基づく消防作業に従事し</p>

た者又は救急業務に協力した者に対する損害補償に関する事務

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)

(10) 交通災害共済事業に関する事務

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 組合に組合長及び副組合長1人を置く。

2 (略)

3 (略)

4 _____

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合の職員のうちから、組合長が命ずる。

別表第1 組合を組織する地方公共団体

宜野湾市、沖縄市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

南部水道企業団、倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、島尻消防組合、東部消防組合、中部衛

た者又は救急業務に協力した者に対する損害補償に関する事務

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 組合に組合長及び副組合長1人を置く。

2 (略)

3 (略)

4 組合に会計管理者を置く。

別表第1 組合を組織する地方公共団体

宜野湾市、沖縄市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

南部水道企業団、倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、島尻消防組合、東部消防組合、中部衛

	<p>南部水道企業団、倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、島尻消防組合、東部消防組合、中部衛生施設組合、中城村北中城村清掃事務組合、金武地区消防衛生組合、中城北中城消防組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合、_____</p> <p>_____ 中部広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合</p>
第3条第3号から第7号までに關する事務	(略)
第3条第8号に關する事務	(略)
第3条第9号に關する事務	(略)

	<p>南部水道企業団、倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、島尻消防組合、東部消防組合、中部衛生施設組合、中城村北中城村清掃事務組合、金武地区消防衛生組合、中城北中城消防組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合、<u>沖縄県町村交通災害共済組合</u>、中部広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合</p>
第3条第3号から第7号までに關する事務	(略)
第3条第8号に關する事務	(略)
第3条第9号に關する事務	(略)

<p>第3条第10号に関する事務</p>	<p>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町</p>	<p></p>
----------------------	---	---------

めくりまして、1ページから3ページが変更する規約の新旧対照表となっております。右側現行下線部分を左側変更案に改正をしたいということでもあります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第14. 「議案第65号 指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第65号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

記

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称
古宇利島観光拠点施設及びその他周辺施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
所在地：大阪府吹田市芳野町14番33号
名 称：KANAU共同企業体
(構成員：KANAU合同会社・豊田ビル管理株式会社)

代表者：KANAU合同会社 代表社員 玉城勇人

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年12月13日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第7号）第5条の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第15. 「議案第66号 令和3年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第66号

令和3年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村一般会計補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,981万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億837万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月13日提出

今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		641,649	2,683	644,332
	2 固定資産税	349,732	2,683	352,415
10 地方特例交付金		29,902	10,000	39,902
	4 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	27,000	10,000	37,000
12 交通安全対策特別交付金		1	1,149	1,150
	1 交通安全対策特別交付金	1	1,149	1,150
13 分担金及び負担金		32,181	△1,845	30,336
	2 負担金	32,178	△1,845	30,333
15 国庫支出金		1,127,208	32,256	1,159,464
	1 国庫負担金	531,897	31,222	563,119
	2 国庫補助金	591,436	1,034	592,470
16 県支出金		1,143,392	45,481	1,188,873
	1 県負担金	274,140	9,553	283,693
	2 県補助金	829,787	35,979	865,766
	3 県委託金	39,465	△51	39,414
18 寄附金		40,254	42,712	82,966
	1 寄附金	40,254	42,712	82,966
19 繰入金		800,741	51,046	851,787
	1 繰入金	800,741	51,046	851,787
21 諸収入		186,186	4,130	190,316
	4 雑収入	126,352	4,130	130,482
22 村債		1,586,980	12,200	1,599,180
	1 村債	1,586,980	12,200	1,599,180
歳入合計		8,208,565	199,812	8,408,377

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		71,156	20	71,176
	1 議会費	71,156	20	71,176
2 総務費		2,762,556	75,963	2,838,519
	1 総務管理費	2,610,604	76,532	2,687,136
	2 徴税費	96,531	△1,258	95,273

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3 戸籍住民登録費	37,539	648	38,187
	4 選挙費	15,681	41	15,722
3 民生費		2,180,428	45,920	2,226,348
	1 社会福祉費	1,246,117	13,554	1,259,671
	2 児童福祉費	934,311	32,366	966,677
4 衛生費		517,030	14,287	531,317
	1 保健衛生費	303,037	14,287	317,324
6 農林水産業費		675,425	120	675,545
	1 農業費	393,775	△2,251	391,524
	2 林業費	41,930	△1,249	40,681
	3 水産業費	239,720	3,620	243,340
7 商工費		192,628	789	193,417
	1 商工費	192,628	789	193,417
8 土木費		524,118	15,702	539,820
	1 土木管理費	12,389	29	12,418
	2 道路橋梁費	114,218	3,179	117,397
	4 港湾費	20,926	△6	20,920
	5 住宅費	323,585	12,500	336,085
9 消防費		185,550	23,152	208,702
	1 消防費	185,550	23,152	208,702
10 教育費		709,860	23,859	733,719
	1 教育総務費	131,190	△6,716	124,474
	2 小学校費	115,787	15,646	131,433
	3 中学校費	58,102	4,007	62,109
	5 社会教育費	262,374	△5,037	257,337
	6 保健体育費	142,407	15,959	158,366
歳出合計		8,208,565	199,812	8,408,377

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法		
漁村地域整備交付金事業	千円 16,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしく は、低利に借 換えすること ができる。	千円 16,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ		
水産環境整備事業	13,100	〃			13,100	〃		〃	〃	〃
村道越地与比地小浜原線改良事業	9,200	〃			9,200	〃		〃	〃	〃
沖縄振興特別推進交付金事業	22,800	〃			22,800	〃		〃	〃	〃
湧川第2団地新築事業	93,600	〃			104,900	〃		〃	〃	〃
臨時財政対策債	119,880	〃			119,880	〃		〃	〃	〃
史跡等総合活用整備事業(災害)	1,900	〃			2,800	〃		〃	〃	〃
「やんばるの自然」関連施設整備事業	6,000	〃			6,000	〃		〃	〃	〃
庁舎建設事業(一般単独事業)	42,900	〃			42,900	〃		〃	〃	〃
庁舎建設事業 (市町村役場機能緊急保全事業)	1,234,900	〃			1,234,900	〃		〃	〃	〃
低公害車導入事業	15,000	〃			15,000	〃		〃	〃	〃
史跡買上げ事業	11,500	〃			11,500	〃		〃	〃	〃
合 計	1,586,980		1,599,180							

今回の第7回の補正の主な歳入につきましては、15ページ、16款2項7目新庁舎建設事業（磁気探査）3,602万9,000円県補助金となっております。続きまして主な歳出です。47ページ、8款5項2目村営湧川第2団地新築事業1,200万円。続きまして48ページ、9款1項1目消防組合負担金2,315万2,000円。52ページ、10款2項2目今帰仁村立学校情報機器整備事業1,098万円。続きまして54ページ10款3項2目今帰仁村立学校情報機器整備事業436万7,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○ 座間味 薫 議長 日程第16. 「議案第67号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第67号

令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,400万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月13日提出
今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		166,618	△600	166,018
	1 他会計繰入金	166,616	△600	166,016
歳入合計		2,044,600	△600	2,044,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		85,555	△600	84,955
	1 総務管理費	84,387	△608	83,779
	2 徴収費	1,092	8	1,100
6 保健事業費		27,470	0	27,470
	1 保健事業費	16,215	0	16,215
歳出合計		2,044,600	△600	2,044,000

以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第17. 「議案第68号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第68号

令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億372万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月13日提出

今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		62,886	31	62,917
	1 後期高齢者医療保険料	62,886	31	62,917

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		38,850	△57	38,793
	1 一般会計繰入金	38,850	△57	38,793
歳入合計		103,748	△26	103,722

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		100,455	△57	100,398
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	100,455	△57	100,398
4 諸支出金		57	31	88
	1 償還金及び還付加算金	56	31	87
歳出合計		103,748	△26	103,722

以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第18. 「議案第69号 令和3年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長

議案第69号

令和3年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し、議会の議決を求めます。

令和3年12月13日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 久田浩也

詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 議案第69号 令和3年度今帰仁村水道事業会計補正予算第1号を説明したいと思ひます。1ページをお願いいたします。

令和3年度今帰仁村水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	389,424千円	5,832千円	395,256千円
第1項 営業収益	223,074千円	3,500千円	226,574千円
第2項 営業外収益	166,347千円	2,332千円	168,679千円
	支 出		
第1款 事業費	410,095千円	11,033千円	421,128千円
第1項 営業費用	380,569千円	3,533千円	384,102千円
第2項 営業外費用	28,502千円	7,500千円	36,002千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,856万8,000円は過年度分損益勘定留保資金7,856万8,000円で補てんするものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	38,184千円	6,615千円	44,799千円
第3項 出 資 金	38,180千円	6,615千円	44,795千円
	支 出		
第1款 資本的支出	122,032千円	1,335千円	123,367千円
第1項 建設改良費	35,430千円	1,335千円	36,765千円

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
50,000千円	10,000千円	60,000千円

令和3年12月13日
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 久田浩也

補正に関する説明書を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時48分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時48分)

日程第19. 「現場踏査について」を議題とします。

お手元に配りました日程のとおり、本日は午後から現場踏査を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、現場踏査を行うことに決定しました。

なお、現場踏査は、散会後に午後から行います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会時刻 午前10時49分)